第 2 部

業務の概要

(令和4年度の実績)

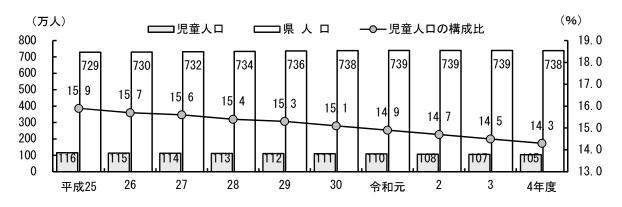
# 1 相談の受付と援助の状況

#### (1) 相談の状況

ア 児童人口(令和5年1月1日現在、埼玉県町(丁)字別人口調査より)

県の人口はほぼ横ばいとなっているが、18歳未満の児童人口は減少傾向にある。平成25年度の約116万人から令和4年度は約105万人となり、この10年間で約11万人減少している。また、県人口に占める児童人口の割合も、この10年間で約1.6ポイント低下し、令和4年度には14.3%となった。

### 図1 県人口及び児童(18歳未満)人口の推移(さいたま市を含む)

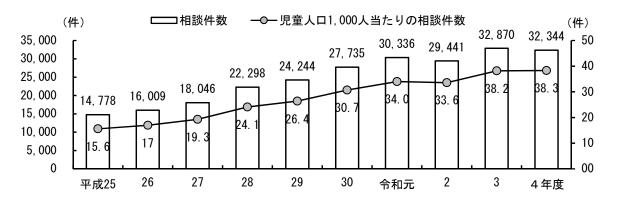


### イ 相談件数(厚労省報告例第43表より)

全児童相談所の受付相談件数は、令和4年度は32,344件で、前年度に比べ526件、1.6%の減少となっている。障害相談が約千件減少したことによる。

また、令和4年度における、児童人口1,000人当たりの相談件数は、38.3件であった。

# 図2 相談件数の推移



### ウ 相談内容別受付状況(厚労省報告例第44表より)

受付件数を相談内容別に見ると、養護相談の件数が最も多く全体の62.4%を占めており、以下、障害相談21.7%、育成相談5.7%、非行相談2.0%となっている。

障害相談の内訳では、療育手帳交付に係る診断・判定、特別児童扶養手当診断書交付等の業務が主なものであるが、ほかにも、注意欠陥・多動性障害や自閉症スペクトラムなどの相談も含まれる。また、療育手帳を取得する理由の一つとして、障害者総合支援法による制度の利用を挙げることができる。

養護相談の20,184件の中には、児童虐待相談の15,855件が含まれる。これは令和4年度に受付けた相談の総件数32,344件の49.0%に相当する。

育成相談には性格行動相談、育児・しつけ相談、不登校相談等が含まれる。

表 1 相談内容別受付状況

相談内容	H30 年度	R元年度	R2年度	R3 年度	R4年度
養 護 相 談	16, 294	18, 219	18, 718	19, 446	20, 184
保健相談	36	45	34	27	41
障害相談	6, 593	6, 564	5, 112	8, 053	7, 030
非 行 相 談	496	420	424	478	647
育成相談	1, 357	1, 468	1, 411	1, 587	1, 839
その他の相談	2, 959	3, 620	3, 742	3, 279	2, 603
計	27, 735	30, 336	29, 441	32, 870	32, 344

#### エ 経路別受付状況(厚労省報告例第43表より)

相談の経路としては「警察等」が最も多く、全体の43.6%、次に「都道府県・市町村」が24.0%となっている。さらに、「家族・親戚」、「近隣・知人」、「学校・教育委員会等」と続く。前年度に比べ、「警察等」は1,015件、7.8%増加している。

表2 経路別受付状況

受付経路	H30 年度	R元年度	R2年度	R3 年度	R4年度
都道府県・市町村	6, 812	7, 124	6, 341	8, 201	7, 772
児童福祉施設•里親等	169	163	135	156	167
警察等	11, 131	12, 599	12, 939	13, 094	14, 109
家庭裁判所	81	119	101	79	78
学校•教育委員会等	881	1, 109	985	1, 045	958
保健所•医療機関	339	376	354	375	393
家族•親戚	5, 783	5, 884	5, 449	6, 421	5, 890
児童本人	176	177	337	372	351
児童委員	14	10	13	7	9
近隣•知人	1, 742	2, 175	2, 209	2, 529	2, 037
その他	607	600	578	591	580
計	27, 735	30, 336	29, 441	32, 870	32, 344

### (2) 相談内容別の受付と援助の状況

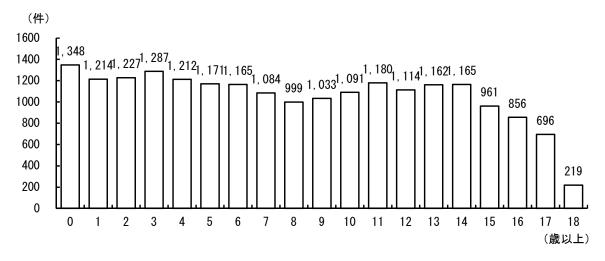
ア 養護相談 (厚労省報告例第44表より)

### (ア) 年齢別受付状況

養護相談20,184件のうち、0歳から5歳までの乳幼児についての相談件数は7,459件で、養護相談全体の37.0%を占めている。0歳が一番多く年齢が上がるほど減少傾向がみられるが、このことは、育児を行う家庭に対して、種々の支援を行うことにより、ごく早い時期から育児に対する不安や困難を取り除く必要があることを示している。

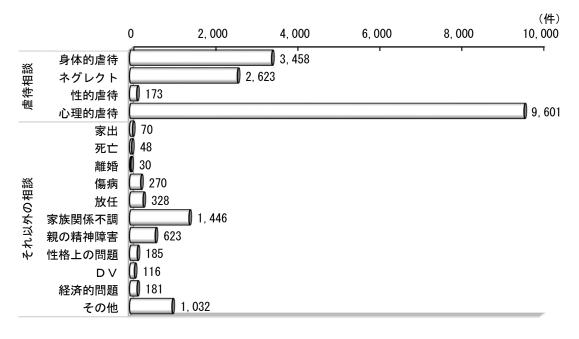
また、義務教育修了後の相談も見られるが、これは施設を退所した児童が就職先に定着できなかったり、家庭引き取り後に落ち着かないなど、引き続き援助が必要な場合が含まれている。18歳を超えても施設や里親から自立できず、措置を延長するケースもある。

### 図3 養護相談の年齢別受付件数



# (イ) 相談の内容

# 図4 養護相談の内容別受付状況



\*DV について、心理的虐待に当たるものは除いている。

## (ウ) 虐待相談の対応状況(さいたま市を含む)

埼玉県における虐待相談の対応件数は、令和4年度には18,877件となり、令和3年度から1,271件増加した。

相談内容別に見ると、「心理的虐待」が11,431件(60.6%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が4,030件(21.3%)、「ネグレクト」3,208件(17.0%)の順となっている。

### 図5 過去10年間の虐待相談対応件数の推移

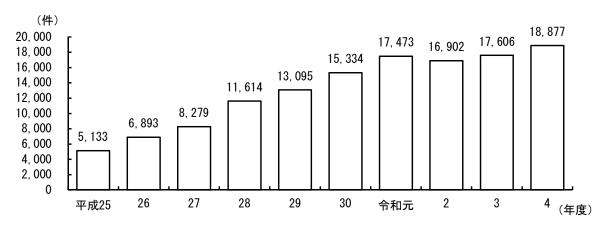


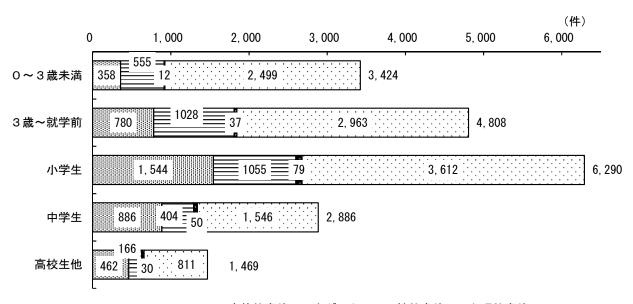
表3 虐待相談の内容

		身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
	平成30年度	3, 350 (607)	2, 795 (549)	133 (23)	9, 256 (1, 758)	15, 534 (2, 937)
Ī	令和元年度	3, 747 (680)	2, 727 (568)	164 (42)	10, 835 (2, 065)	17, 473 (3, 335)
Ī	令和2年度	3, 819 (711)	2, 339 (506)	142 (28)	10, 602 (1, 996)	16, 902 (3, 241)
	令和3年度	3, 742 (641)	2, 352 (535)	157 (29)	11, 355 (2, 031)	17, 606 (3, 236)
	令和4年度	4, 030 (709)	3, 208 (666)	208 (49)	11, 431 (1, 941)	18, 877 (3, 365)

注) 平成30年度は受理件数、令和元年度~は対応件数。また、( ) は、さいたま市児童相談所で対応した件数の再掲である。

虐待を受けた子供の年齢を見ると、O歳から就学前の乳幼児が8,232件、全体の43.6%を占めている。また、各年代で「心理的虐待」が最も多くなっている。

# 図6 被害児童の年齢別内容別状況



四身体的虐待 日ネグレクト ■性的虐待 □心理的虐待

主な虐待者を見ると、実母が全体の49.6%を占め最も多い。実父の数を合わせると両者で全体の90.1%を占めている。

## 図7 主な虐待者

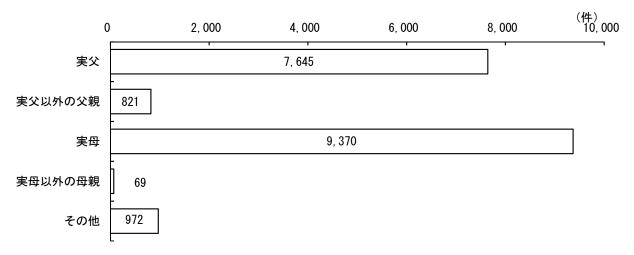
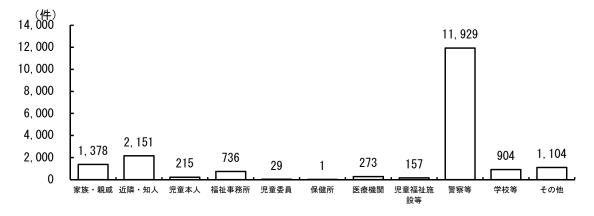


表4 主な虐待者の内訳

	実 父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他
平成30年度	6, 1	07 790	7, 434	99	904
令和元年度	7, 1	62 809	8, 463	65	974
令和2年度	6, 8	49 763	8, 045	61	1, 184
令和3年度	7, 2	17 795	8, 454	94	1, 046
令和4年度	7, 6	45 821	9, 370	69	972

虐待の通告経路を見ると、警察等からの通告が最も多く全体の63.2%、次いで近隣・知人の11.4%、家族・親戚の7.3%となっている。警察からの通告の72.1% (8,603件)が心理的虐待である。

# 図8 虐待相談の通告経路



虐待の発生を未然に防ぎ、また、早期発見・対応、再発防止のためにも、子供と家庭に身近な地域の関係機関、団体及び個人が連携し、協力し合い、適切な支援を行えるようなネットワークを築くことが課題である。

表5 児童相談所別児童虐待相談対応件数(市町村別)

児相	市町村名	2年度	3年度	4年度
	鴻巣市	201	178	213
	上尾市	497	620	627
	桶川市	152	115	144
	久喜市	267	285	281
中央	北本市	138	101	158
	蓮田市	105	103	187
	白岡市	116	101	71
	伊奈町	84	96	128
	管外·不明·県外	46	44	52
	川口市	1,658	1,721	1,763
	蕨市	158	159	189
南	戸田市	342	331	350
	管外·不明·県外	57	63	53
	川越市	728	984	782
	東松山市	202	202	255
	富士見市	294	268	299
	鶴ヶ島市	226	191	175
	日高市	130	129	104
	坂戸市	248	232	241
	ふじみ野市	225	274	311
	三芳町	66	70	74
	毛呂山町	90	96	66
川 越	越生町	16	8	33
, ~	滑川町	39	41	37
	嵐山町	31	28	9
	小川町	78	83	40
	川島町	30	29	24
	吉見町	32	34	35
	鳩山町	7	26	25
	ときがわ町	9	21	23
	東秩父村	0	1	0
	管外·不明·県外	55	56	48

児相別計(4 年度) 中央 1,861 件 南 2,355 件 川越 2,581 件 所沢 2,794 件 熊谷 1,957 件 越谷 2,187 件

児相	市町村名	2年度	3年度	4年度
	所沢市	709	781	821
	飯能市	103	110	115
	狭山市	305	303	331
	入間市	313	278	347
所沢	朝霞市	316	303	351
	志木市	154	174	252
	和光市	181	171	225
	新座市	357	344	301
	管外·不明·県外	52	77	51
	熊谷市	349	370	380
	行田市	224	206	222
	秩父市	126	112	112
	加須市	223	275	379
	本庄市	208	200	230
	羽生市	112	88	102
	深谷市	299	271	315
能	横瀬町	7	3	10
熊谷	皆野町	8	0	20
	長瀞町	5	5	22
	小鹿野町	10	4	6
	美里町	4	6	6
	神川町	26	22	16
	上里町	43	40	80
	寄居町	50	40	51
	管外·不明·県外	21	10	6
	春日部市	472	562	666
	越谷市	909	981	1,113
	幸手市	96	138	111
<b>越</b> 谷	宮代町	82	81	71
	杉戸町	79	62	89
	松伏町	60	82	73
	管外·不明·県外	37	42	64
	草加市	615	671	801
٠.	八潮市	235	281	274
草 加	三郷市	360	371	447
	吉川市	160	150	187
	管外·不明·県外	24	66	68
県児	相小計	13,661	14,370	15,512
さいた	≃ま市児相	3,241	3,236	3,365
	合計	16,902	17,606	18,877

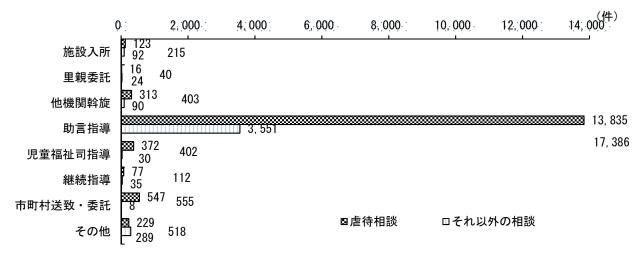
#### (工) 対応状況

児童相談所で受付けた養護相談で、令和4年度中に何らかの対応を行ったものは 19,631件であった。そのうち、「施設入所」と「里親委託」は合わせて255件あり、 全体の1.3%であった。

相談を受けたものの中で、経済支援や児童の育児支援を行うことで、家庭から、児童の身柄を分離又は保護せずに援助が可能な場合は、保護者への助言・指導を行うとともに、地域の関係機関に協力を要請した。「助言指導」で終了した相談の中には、家庭での養育を援助するために関係機関の調査・依頼等を行ったものも含まれている。

児童虐待など処遇困難な相談や、施設退所後の援助が必要な家庭への対応等について、ケースカンファレンス等を実施し、関係機関との連携を図り、継続指導や児童福祉司指導を行った。

### 図9 養護相談対応件数(厚労省報告例第45表より)



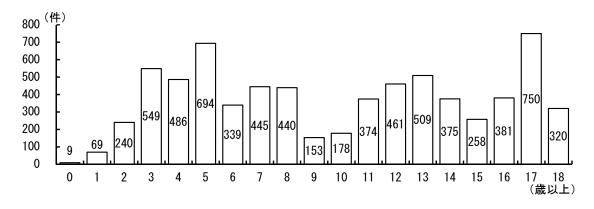
### イ 障害相談

### (ア) 年齢別受付状況

障害相談では、言葉等の発達の遅れが目立ち始める3歳頃から相談が増え始める。行政サービスを受けるために必要な手帳の交付申請や、諸証明書の発行、特別児童扶養手当認定の交付申請等が増加するためである。

18歳以上の相談では、障害者総合支援法に基づく施設利用の更新によるものや年金取得手続きにかかる諸証明書の発行が多い。

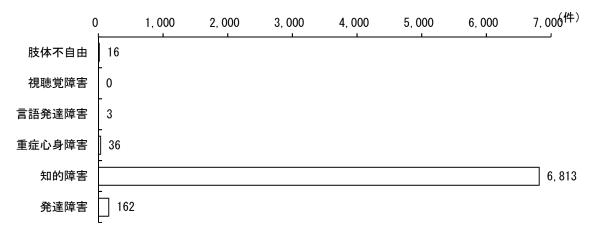
#### 図10 障害児童相談年齢別受付状況(厚労省報告例第44表より)



### (イ) 相談内容

障害相談を内容別に見ると、令和4年度に相談を受付けた7,030件のうち知的障害相談が6,813件(96,9%)を占めている。

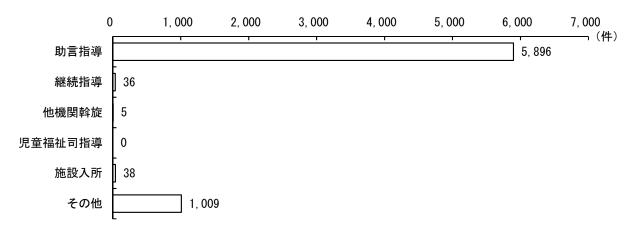
### 図11 障害相談の内容別件数



### (ウ) 援助状況

障害相談で、令和4年度中に面接指導、施設入所措置等の援助を実施した件数は 6,984件であり、これを援助内容によって示すと下図のとおりである。

図12 障害相談の援助内容別件数(厚労省報告例第45表より)



注)施設入所には、措置と利用契約が含まれる。

援助を実施した障害相談6,984件を内容から見ると、「助言指導」が5,896件であり、全体の84.4%を占める。「助言指導」の中には、療育手帳交付に係る手続きや、特別児童扶養手当認定診断書の交付等が含まれる。

また、継続指導は、そのほとんどが障害者総合支援法による施設入所の新規契約時の相談を内容とするものである。

表6 障害相談(相談種類別)の援助内容

	助言指導	継続指導	他 機 関	児童福祉司 導	施設入所	そ の 他	<u></u> =+
肢体不自由相談	5	7	0	0	7	1	20
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	3	0	0	0	0	0	3
重症心身障害相談	4	23	1	0	23	1	52
知的障害相談	5, 739	6	3	0	7	994	6, 749
発達障害相談	145	0	1	0	1	13	160
計	5, 896	36	5	0	38	1, 009	6, 984

注)施設入所には、措置と利用契約とが含まれる。

施設入所については、障害者施設の不足から、障害児施設に入所中の児童が18歳になっても障害者施設への円滑な移行ができない状況にある。障害児施設の数も限られていることから、新規の入所等の施設利用が困難になっている。

# ウ 非行相談

### (ア) 年齢別受付状況(厚労省報告例第44表より)

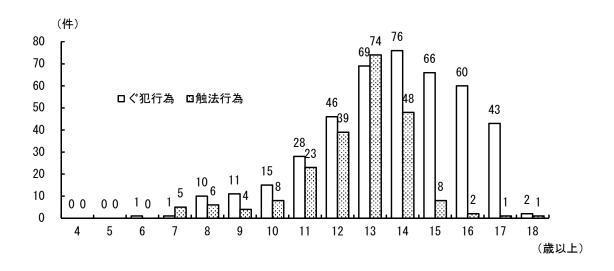
令和4年度に受理した非行相談の数は647件であり、前年度の478件から169件増加した。全相談受付件数32,344件の2.0%を占めている。

相談の内訳は、ぐ犯行為等相談が428件、触法行為等相談が219件であった。

ぐ犯及び触法の全非行相談の中で、13歳から15歳までの中学生の相談件数が341件を数え、全体の52.7%を占めている。

非行相談の中には、過去に虐待を受けた経験を持つなど、内容の重篤な、対応困難なケースも少なくない。

### 図13 ぐ犯行為及び触法行為等相談の年齢別受付状況



#### (イ) 相談の内容

ぐ犯行為等相談では、「家出・放浪」が131件で最も多く、30.6%を占めている。 触法行為等相談では、「窃盗」が126件で最も多く、57.5%を占める。

表7 ぐ犯行為等相談内容別受付状況

	家出・放浪	窃盗	夜 外 遊 泊 び・	持ち出し	乱暴	不純異性交遊	傷	飲酒•喫煙	急学	その他	≣†
男	48	22	20	49	19	8	2	5	3	34	210
女	83	12	48	18	2	31	1	12	0	11	218
計	131	34	68	67	21	39	3	17	3	45	428

表8 触法行為等相談内容別受付状況

	窃盗	強盗	器物破損	傷害	恐喝	わいせつ 姦	放火	そ の 他	計
男	96	1	14	22	1	14	9	25	182
女	30	0	1	4	0	0	1	1	37
計	126	1	15	26	1	14	10	26	219

# (ウ) 援助状況(厚労省報告例第45表より)

援助を実施した「ぐ犯」及び「触法」を合わせた非行相談615件のうち、506件 (82.3%)が「助言指導」であり、児童自立支援施設等の児童福祉施設に措置をしたものは8件(1.3%)であった。

表9 非行相談の援助内容別状況

	助言指導	継続指導	他 機 関 あっせん	児童福祉 司 指 導	施設入所	家裁送致	その他	計			
ぐ犯行為等相談	352	10	15	10	6	0	15	408			
触法行為等相談	154	1	14	9	2	4	23	207			
計	506	11	29	19	8	4	38	615			

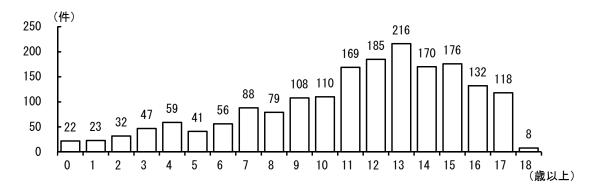
- 注) 1「その他」は、そのほとんどが管轄児相へのケース移管、家庭裁判所からの照会である。
  - 2「施設入所」はその大半が児童自立支援施設への入所である。
  - 3「家裁送致」とは、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、送致の措置 (法第27条第1項第4号)を行ったものである。

### 工 育成相談

# (ア)年齢別受付状況(厚労省報告例第44表より)

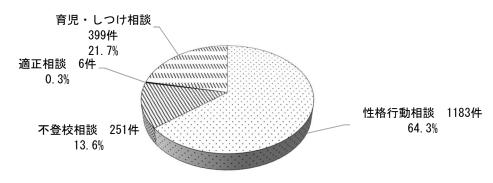
令和4年度の受付件数は1,839件であった。育成相談全体では、就学前から小学校低学年では比較的「育児・しつけ相談」が多く、小学校高学年からは、「性格行動相談」や「不登校相談」の割合が高くなる。

図14 育成相談年齡別受付状況



# (イ) 相談の内容

図15 育成相談の内容別受付件数



### (ウ)援助状況(厚労省報告例第45表より)

育成相談について、令和4年度に行った援助の状況は、次表のとおりである。

表10 育成相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他 機 関	児童福祉司導	施設入所	そ の 他	≣†
性格行動相談	1, 061	23	22	6	1	45	1, 158
不登校相談	228	1	7	0	0	14	250
適性相談	6	0	0	0	0	0	6
育児・しつけ相談	363	3	4	0	0	29	399
計	1, 658	27	33	6	1	88	1, 813

#### オ 保健相談・その他の相談(厚労省報告例第45表より)

保健相談では、そのほとんどが電話による乳幼児についての相談である。また、その他の相談の中には、児童の養育に係る親自身の相談なども含まれる。

表11 保健相談・その他の相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他 機 関 あっせん	児童福祉司 指 導	その他	計
保健相談	32	0	4	0	4	40
その他の相談	856	3	90	2	1, 648	2, 599

#### (3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル

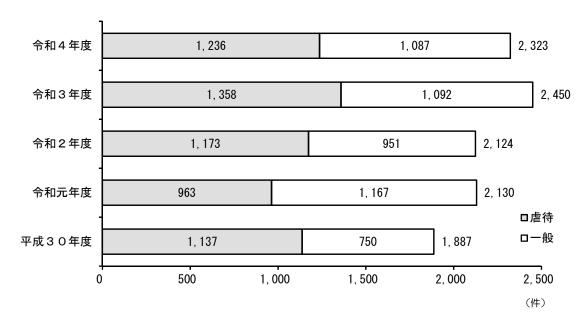
24時間を通して児童虐待等の緊急な通報に応じるため、平成18年6月から「埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル」を開設し、緊急の対応が必要な場合に、同ダイヤルから連絡を受けた管轄児童相談所が速やかに安全確認を行う等の対応を行っている。また、「児童相談所虐待対応ダイヤル(189)」に対する休日夜間の通報も同ダイヤルで受け付けている。

令和4年度に休日夜間児童虐待通報ダイヤルに寄せられた通報は2,323件で、前年度に比べ5.2%減少した。児童虐待の重大事件が社会問題化し関心が高まったことや、189などの通報窓口が周知されてきていること等の影響により、令和元年度以後は2千件以上の通報が寄せられている。

表12 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数

時間帯	夜 間	深夜•早朝	休日の日中	合 計
	(18時~22時)	(22 時~翌 8 時半)	(8 時半~18 時)	
虐 待 通 報	549	316	371	1, 236
虐待以外の相談	437	313	337	1, 087
受付合計	986	629	708	2, 323

図16 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数の推移



# 2 活動状況

#### (1) 児童福祉司の活動状況

毎週開かれる受理会議、処遇会議及び診断会議で検討された児童相談所の方針に基づき、次のような活動を行っている。

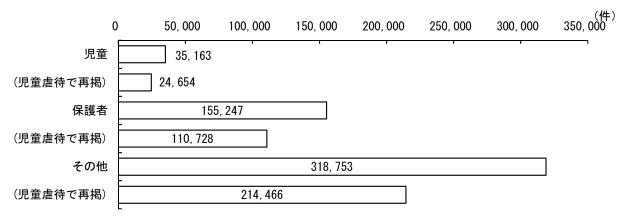
# ア 調査・社会診断(厚労省報告例第48表より)

児童相談所では、相談を受けた児童とその保護者の状況を知り、それによってどのような支援・処遇が必要かを判断するために、調査・社会診断を行っている。

調査には、所内又は訪問しての面接、電話、照会、その他の方法があり、担当児童福祉司が中心となって行う。相談の内容によっては、他の職員が行うこともある。

令和4年度中に行われた調査・社会診断の件数は、全体で延べ509,163件であり、その対象別内訳は次のとおりである。

# 図17 調査・社会診断

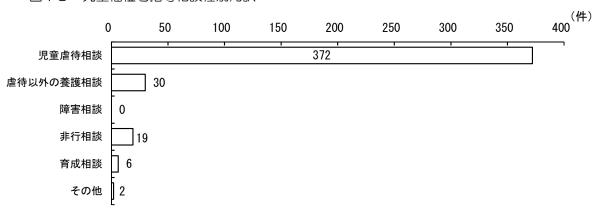


対象別内訳から見ると、「その他」が最も多く、全体の62.6%を占める。この中には、学校、保育所、保健センター等地域の関係諸機関等が含まれており、それらの機関とも連携・協力しながら、最良の支援方法が得られるよう検討を行っている。

# イ 児童福祉司指導(厚労省報告例第45表より)

令和4年度中に新たに児童福祉司指導の措置が採られた件数は429件であり、その相談種 別内訳は下図のとおりである。児童虐待相談を含む養護相談が全体の93.7%を占めている。 児童虐待相談では、在宅指導にするものも多く、取扱い期間も長期に及ぶものが少なくない。

# 図18 児童福祉司指導相談種別内訳

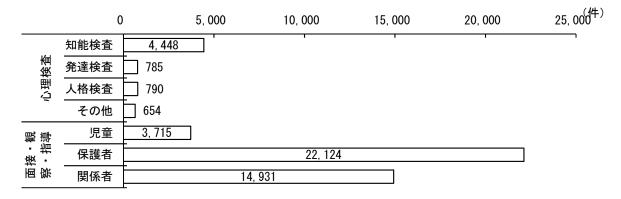


#### (2) 児童心理司の活動状況

#### ア 心理診断

心理診断は、面接、観察、心理検査等を基に心理学的観点から処遇の内容、方針を定めるために行う。また、言語表現の不十分な児童、情緒や適応性に不安定さを示す児童等を理解するため、観察を行う場所や場面の設定など、適切な方法を考慮している。

#### 図19 心理診断指導(厚労省報告例第48表より)

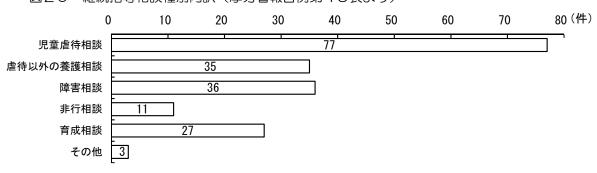


#### イ 継続指導

継続指導は、児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものである。

令和4年度中に、新たに継続指導の取扱いを開始した件数は、児童心理司及び児童福祉司が担当するものを合わせて189件である。児童虐待相談を含む養護相談が112件と最も多い。相談種別内訳は下図のとおりである。

## 図20 継続指導相談種別内訳(厚労省報告例第45表より)



### (3)「家族支援」の取組みについて

### ア背景

児童相談所における児童虐待対応件数は「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「虐待防止法」 という。)施行前後から急激に増加し、主に早期の発見・保護を中心に対応が進められてきた。

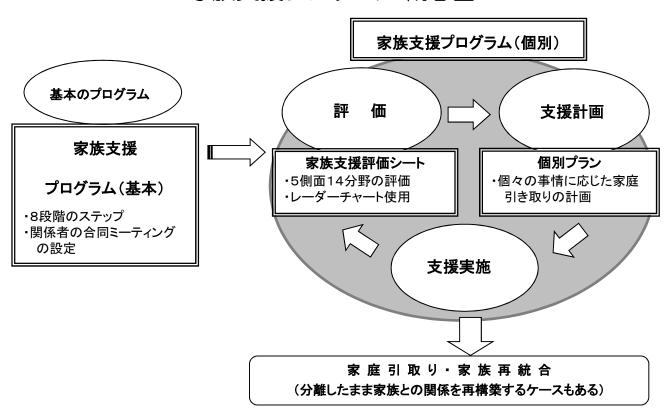
平成16年には「虐待防止法」が改正され、保護した児童と家族の再統合促進のための指導及び支援が地方公共団体の責務として位置付けられたが、児童相談所は増え続ける児童虐待の緊急対応に追われ、施設に保護した児童の家族再統合に思うように取り組めない状況にあった。

そこで、当県では平成19年度に家族支援担当職員を各所に配置し、さらに段階的に組織的充実を図ってきた。そして、平成20年度からは「家族支援プログラム」に基づいて施設に保護した児童の家庭引き取りなど、家族再統合に取り組んできている。(詳細は、平成29年4月1日 策定の「埼玉県児童相談所家庭支援指針」参照。)

#### イ 家族支援システムの概要

児童や養育者の状況を家庭支援評価シートにより評価し、基本の家庭支援プログラムを参考に 個別の事情に合わせた個別プランを作成する。個別プランに従って支援を実施した結果を再び評価して個別プランを進めていく。このようにプランと評価とが一体となって家族支援を推進するのが個別の家族支援プログラムである。基本の家族支援プログラムまでを含んだ支援体制全体を「家族支援システム」と称し、各々の関係は次のとおりである。

# 家族支援システムの概念図

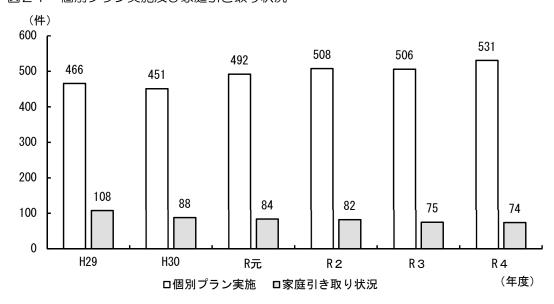


<b>家族支援プログラム</b> (基本)	家族を支援するための基本的なプログラムは、準備から終了まで8段階のステップが想定されている。それぞれのステップの課題と、親子や各機関が実施する内容が示されている。
家族支援評価シート	基本情報とライフエピソードを踏まえた上で、子どもの状況・養育者の状況・親子関係の状況・虐待の認知・支援の受け入れについてのアセスメントを行うものである。
個別プラン	家族支援評価シートによって導き出された家族の課題と必要な支援を踏まえて、児童の保護に至った問題の再発防止に向け、家族再統合までの解決すべき課題や手順を保護者に(ケースによっては児童や関係者にも)示すものである。

### (ア) 個別プラン実施及び家庭引き取り状況

令和4年度の個別プラン実施件数は531件であり、うち74件が家庭引き取りとなった。 家族支援プログラムは、家庭引取りばかりではなく、何らかの事情で児童と家族が分離した まま、面会や外泊により家族としての関係を保つことが目標である場合も対象とし、交流を目 的としたプランを作成している。

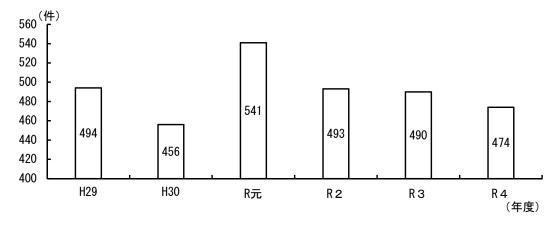
図21 個別プラン実施及び家庭引き取り状況



### (イ) 家族支援評価実施状況

乳児院、児童養護施設入所中の児童については、一定の入所期間、一定の年齢時に評価シートを作成することになっている。

#### 図22 家族支援評価実施件数



### (4) 児童精神科医の診察等の状況

虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者等の診察・治療並びに職員への助言指導等を行うため、中央児童相談所と越谷児童相談所に児童精神科医が配置され、計851件の診察等を行った。 なお、中央児童相談所の児童精神科医は定期的に県内の児童相談所を巡回して業務を行っている。また、平成21年度から被虐待児童及び虐待を行った保護者に対して、服薬処方を行っている。

当該児童や保護者の精神科受診への抵抗感を和らげた上で、紹介状等の情報提供により地域医療機関での受診及び継続的な治療への橋渡しを行い、被虐待児の精神的ダメージの回復や虐待の再発予防等を図っている。

図23 形態別診察等の状況

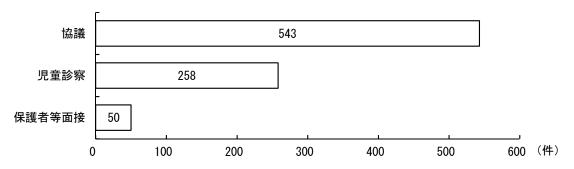
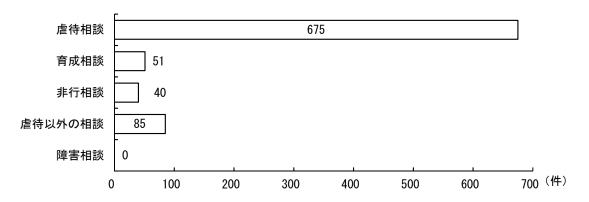


図24 相談内容別診察等の状況



### (5) 一時保護の状況(厚労省報告例第47表より)

一時保護は、児童虐待や親の疾病などの際、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するアセスメントが必要な場合などに実施する。令和4年度に中央、南、所沢及び越谷児童相談所の一時保護所に一時保護した相談種別・年齢別内訳は、次表のとおりである。

相談種別では、養護相談が全体の87.0%を占め、次いで非行相談の8.0%となっている。全体の割合からすると、養護児童が多くを占め、中には、児童の安全を確保するために、児童相談所が強制介入して保護をした被虐待児童もおり、児童の精神的安定を図る上で、いろいろな特徴を持つ児童を一つの場所で処遇することの難しさがある。

2013 伯谀·中国哈智加一时休暖V从加(一时休暖时力)										
	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	保健・ その他	計				
0~ 5歳	194	0	0	0	0	194				
6~11歳	327	1	7	22	0	357				
12~14歳	297	2	47	21	0	367				
15歳以上	210	2	40	12	0	264				
計	1, 028	5	94	55	0	1, 182				

表13 相談・年齢階層別一時保護の状況(一時保護所分)

注) 一時保護所の定員数は、中央・南・所沢・越谷 各30名である。

令和4年度に、警察、児童福祉施設、里親、その他の機関等に委託した一時保護児童の状況は 次表のとおりである。

表14 委託保護分

委 託 委託解除 委 託 機 関 (年度中の解除数)													
			女	ēυ	女礼胜师	警	察	等	児童福祉施設	里親	そ	の	他
児	童	数		960	930			10	490	235			195
延	ベ日	数	_		40, 975			18	30, 793	4, 885		5,	, 279

図25 一時保護所児童の年齢別受付状況(一時保護所分)

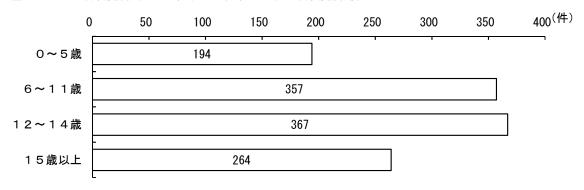


図26 児童相談所別一時保護児童数(一時保護所分)

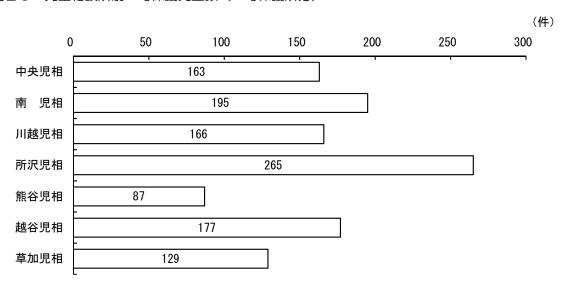


表15 一時保護所 月別1日平均在籍児童数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中央児相	27. 3	29. 1	32. 2	32.8	31. 9	34. 4	32. 5	33. 5	32. 1	26. 8	31. 9	31. 2
南児相	26. 0	29. 4	31. 2	30. 4	30. 6	33. 7	31. 3	31.6	31.5	26. 5	29. 9	30. 7
所沢児相	26. 0	29. 5	33. 0	35.0	32. 2	37. 8	33. 7	31.8	28. 7	30. 6	33. 6	35. 3
越谷児相	24. 2	28. 7	31. 8	33. 5	30. 2	35. 6	32. 8	33. 5	32. 4	30. 2	31. 6	30. 7

図27 一時保護所退所後の状況

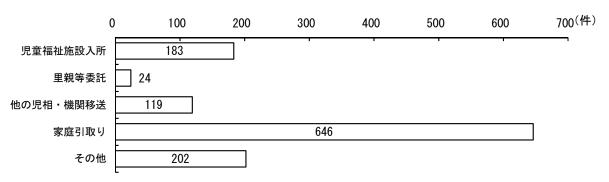


表16 相談内容別一時保護所退所後の状況

	養護相談	心身障害相 談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
児童福祉施設入所	169	1	7	6	0	183
里親等委託	23	0	0	1	0	24
他の児相・機関移送	99	0	13	7	0	119
家庭引取り	572	3	42	29	0	646
そ の 他	172	0	22	8	0	202
<u></u>	1, 035	4	84	51	0	1, 174

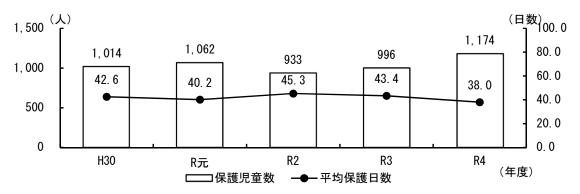
令和4年度中に、一時保護所を退所した児童の数と保護日数等は次表のとおりである。

表17 一時保護所退所児童数と一人当たり平均保護日数

	中央	南	所沢	越谷	合計
A 保護児童数(退所児童数)	301	302	279	292	1, 174
B保護延べ日数	10, 205	11, 621	11, 871	10, 879	44, 576
C1日当たり平均児童数(B/365)	28. 0	31.8	32. 5	29. 8	122. 1
D 一人当たり平均保護日数(B/A)	33. 9	38. 5	42. 5	37. 3	38. 0

過去5年間に、児童相談所の一時保護所から退所した児童の数と、退所児童の平均保護日数を 図示すると、下図のようになる。

図28 過去5年間の保護児童数と平均保護日数の推移



#### (1) 児童福祉施設

## ア 児童福祉施設(障害児施設を除く)の入退所状況(厚労省報告例第50表より)

令和4年度における施設別の在籍状況は次表のとおりである。乳児院、児童養護施設では、この数年の児童虐待相談の急増により、施設利用の機会が増え、そのため、満床となる施設も出てきている。また、職員を確保できない等の理由により、定員は空いているが受け入れ困難な施設もある。

表18 児童福祉施設入退所状況

施	ĒQ	入所児童数	退所児童数	R5年3月末日 現在
乳 児 院		93	91	151
児童養護施設		183	175	1, 041
児童心理治療施	設	15	18	50
児童自立支援施	設	23	20	38
計		314	304	1, 280

#### イ 障害児施設の入所状況

令和4年度の障害児施設の入所状況は、次表のとおりである。障害児入所施設については、県外施設にも依頼しているが、新規の入所が難しい状況である。

表19 障害児施設の入所状況

施設	児童数		
知的障害児施設	139		
肢体不自由児施設	11		
重症心身障害児施設	91		
その他	4		
計	245		

- 注1 令和5年3月1日現在の速報値、県外施設も含む。
  - 2 入所の「その他」は、盲児・ろうあ児施設入所。

# ウ 施設退所児童の状況

令和4年度に、施設を退所した児童は、次表のとおりである。

乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設からは、他の児童福祉施設への変更が最も多く退所児童数に占める割合はそれぞれ46.2%、77.8%、55.0%であった。児童養護施設からは家庭引取りが最も多く33.1%であった。

表20 施設退所児童の状況

			家庭引取り	児童福祉施	満齢	里親委託	就 職	その他	計
				設への変更					
乳	児	院	35	42	1	8		5	91
児童	養護	施設	58	6	25	3	40	43	175
児童/	心理治療	療施設		14				4	18
児童目	自立支持	爰施設	5	11		1	1	2	20
	計		98	73	26	12	41	54	304

図29 乳児院退所理由の内訳

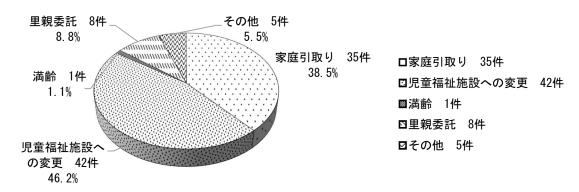
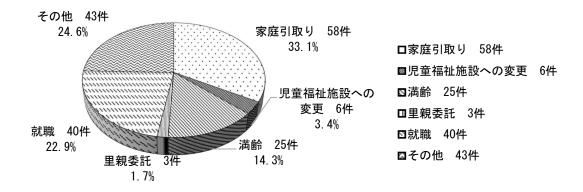


図30 児童養護施設退所理由の内訳



### (2) 里親等

# ア 里親登録の状況

児童福祉法の改正により、平成21年度から里親の種類が養育里親、専門里親、親族里親、養子 縁組里親に変更された。養育里親として登録するには研修を受講することが義務付けられた。平成 25年度は、5年ごとの登録更新の年度に当たり、取消者が増加した。

さらに、平成29年度から、養子縁組里親について養子縁組里親研修の受講及び5年ごとの登録 更新(研修の受講)の実施が義務付けられた。

### 図31 登録里親数の推移(厚労省報告例第56表より)

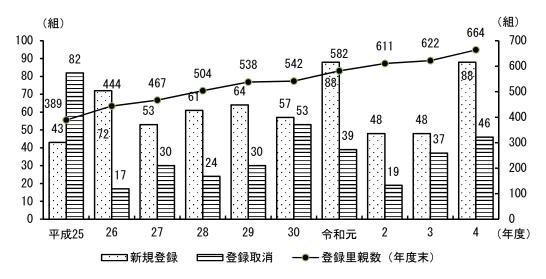


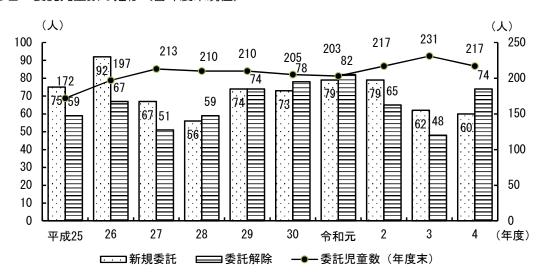
表21 里親の種類別登録数(令和4年度 単位:組)

		前年度末現在	新規(年度中)	取消(年度中)	年度末現在
	登録 里親数	622	88	46	664
_	養育里親数	616	84	45	655
再	専門里親数	30	0	4	26
掲	親族里親数	5	4	1	8
1,5)	養子緣組里親数	445	65	27	483

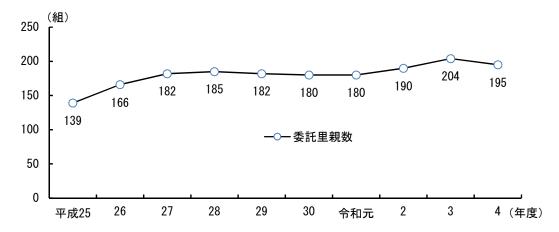
# イ 委託の状況

令和4年度末の登録里親664組のうち、195組の里親に児童が委託されている。 令和4年度末現在217人の児童が里親に委託されている。令和4年度中に新たに委託された児童は60人である。内訳を割合で示すと児童福祉施設からの委託が40.0%、家庭からの委託が28.3%である。

図32 委託児童数の推移(各年度末現在)



# 図33 委託里親数の推移(各年度末現在)



# ウ ファミリーホーム

ファミリーホーム(小規模住宅型児童養育事業)は、平成21年度に創設された制度で、令和4年度末現在で22か所、91人の児童が委託されている。

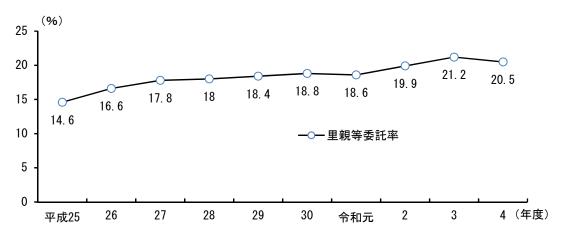
表22 ファミリーホーム数及び委託児童数(各年度末現在)

		29 年度	30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
ホーム数	法人型	5	5	6	6	5	4
	個 人 型	11	12	13	15	16	18
	計	16	17	19	21	21	22
委託児童数 (人)		66	79	84	88	87	91

注1)法人型は設置主体、個人型は経営主体により区分。

注2) ホーム数には、さいたま市内のファミリーホームを含んでいない。

# 図34 里親等委託率の推移(各年度末現在)



※里親等委託率=(里親委託+ファミリーホーム児童数) ÷ (乳児院・児童養護施設入所及び里親・ファミリーホーム児童数) × 100

# 工 専門里親

平成14年9月、国の制度改正に伴い、専門里親制度が設けられて以後、令和4年度末で26組が登録しており、委託されている児童は5人である。

# オ 委託中の里親への援助・里親会活動

児童を里親に委託した後に、児童福祉司・児童心理司が個別に養育上の相談に応じているほか、児童相談所と里親会が連携して、次のような支援を行っている。

# (ア) 委託直後研修(里親サロン等)

表23 委託直後研修実施状況

児童相談所	事業名	対 象 里 親	回 数	延べ参加者数
	委託直後研修	委託直後の里親子	110	43名
中央	子育てサロン	委託中及び委託解除後の里親子	60	28名
	思春期サロン	委託中及び委託解除後の里親子	60	30名
		小計	230	101名
	年少児サロン	委託中及び委託解除後の里親子	110	68名
	年長児サロン	小学校高学年以上を委託中の里親	60	71名
南	障害児サロン	障害のある子を委託中の里親	新型コロナウ イルス感染拡 大防止のため 中止	_
		小 計	170	139名
	委託直後研修会	委託後2年未満の里親子	110	186名
川越	思春期サロン	小学5年生以上を受託している 里親	70	40名
		小計	180	226名
=	里親委託直後サロン	委託直後の里親子(小学校低学 年以下)	110	168名
所沢	里親年長児サロン	小学校高学年以上の委託中里親	60	32名
		小計	170	200名
熊谷	委託直後研修(ひよこク ラブ)	委託後2年未満の里親子	110	98名
		小 計	110	98名
	委託直後研修	委託後1年未満の里親子	100	30名
越谷	空里親サロン委託中及び委託解除後の里親子里親短期サロン委託中及び未委託の里親	委託中及び委託解除後の里親子	20	1 5名
		1 🗆	4名	
		小計	130	49名
	委託直後研修	委託後1年までの里親子	110	68名
草加	中高生サロン	中高生を委託中の里親	1 🗆	3名
	里父サロン	未就学児童を委託中の里父	1 🗆	2名
		りい 計	130	73名

# (イ) 地域里親会による活動(里親同士の情報交換、親睦)

# 表24 地域里親会活動実施状況

支部名	事 業 内 容	回数•参加数
<b>.</b>	ボウリング大会	45名
中央・ゆずりは会	日帰り秋レクレーション(東武動物公園)	97名
りからので	ボウリング大会・食事会	69名
	日帰りレクリエーション(八景島シーパラダイス)	39名
	クリスマス会	69名
南	٨٨٨	新型コロナウイルス感
はなみずき会	父の会 	染拡大防止のため中止
	日の会	新型コロナウイルス感
	SONE SONE	染拡大防止のため中止
	春の親子レクリエーション(秩父ふるさと村)	16家族
	夏の親子レクリエーション(那須高原等)	9家族
川越	新年会	17家族
はつかり会	中高生レクリエーション	中高生5名
	はつかり会研修(Zoom 開催)	10家族
	支部会報誌「会報はつかり会」の発行	年3回
   所沢	ファミリーレクリエーション旅行	90名
里親会	ひまわりサロン	年4回
- 1702	入学・卒業お祝い会	28名
	会報「やまなみ」第60号発行	年 1 回発行
	里母の会	1回•19名
能谷	中高生の集い	中止
やまなみ会	里親里子親子交流事業	1回•54名
( 0.000)2	里親サロンほか(サロン、ごっこクラブ)	計12回・153名
	地区会(親子ケーキ作り、先輩里親の体験談等)	3回•88名
	入進学・卒業を祝う会	36名
	親睦会(オンラインゲーム、カフェ)	2回•59名
越谷	交流会(バーベキュー大会)	1回・83名
さくらんぼの	さくらんぼサロン	年2回・10名
会	里親子レクリエーション(日帰りバス、メロン狩り等)	74名
	里親研修会	2回•21名

#### (ウ) 里親等委託調整員・里親委託強化推進員による支援

平成21年度から国の里親委託推進事業実施要綱に基づき、里親委託の推進や委託里親の支援 を目的として、里親委託等推進員(非常勤)が各児童相談所に配置され、平成 30 年度からは里 親等委託調整員と名称が変更された。各所の里親委託等推進委員会が実施する事業の企画、実施 の補助や関係機関との連絡調整のほか、里親に対する養育相談、委託児童の養育状況の把握、未 委託里親の状況把握、里親サロンの実施等を行った。

また、実親の同意を拡げることにより里親委託の推進を強化することを目的として、平成31 年度から里親委託強化推進員が各児童相談所に配置された。施設入所中の児童の保護者に対する 里親制度への理解促進、里親委託同意後の保護者の心理的サポート、相談対応等を行った。

#### カ研修の状況

養育里親・養子縁組里親になることを希望する者は、里親研修(「基礎研修」及び「登録前研 修」)を里親登録前に受講することが必要。

### (ア) 里親(基礎)研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者(里親申請書の提出前に受講する)に対 し、令和4年度は対面での講義研修を7回開催した。

また、YouTube を活用したオンライン講義研修を実施し、67組が受講した。

【研修内容】○講義研修(1日間)

- ・里親養育論、児童福祉論 ・ 先輩里親の体験談
- 施設見学(DVD視聴)など

# (イ) 里親(登録前)研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者のうち、基礎研修を修了した者を対象 に実施した。

令和4年度は対面での講義研修を6回開催、オンライン講義研修は34組が受講した。 また、講義研修修了者を対象に養育実習を実施した。

【研修内容】〇講義研修(2日間(対面研修))

- 里親養育論、里親養育援助技術 発達心理学、小児医学
- ・里親会活動、先輩里親の体験談 ・グループ討議など
- ○養育実習(2日間)

### (ウ) 里親(更新)研修

養育里親・養子縁組里親名簿の登録の有効期間は5年間とされ、登録を更新しようとする里親 を対象に、令和4年度は、講義研修を5回開催した。

【研修内容】〇講義研修(1 日間)

• 児童福祉制度論、発達心理学、里親養育演習

# (工) 各児相による研修

児 相	研修内容・講師	開催日	参加者数
中央	新規登録里親研修会(1回実施) 里親委託の現状について 児童相談所職員 里親登録後の流れと支援について 児童相談所職員 中央ゆずりは会と地区会について 管内里親 先輩里親を交えての懇談	7月16日	3名
	里親研修会 「ライフストーリーワークブックの活用について」 所沢里親会 「子どものグリーフに寄り添うこと	5月17日	29名
	~ 発達段階に応じた理解と対応(真実告知) ~」 二葉・子どもと里親サポートステーション 長田 淳子 氏	11月19日	34名
	里親入門講座上尾市文化センター里親制度の概要児童相談所職員里親の養育体験談管内里親児童福祉施設の子ども達里親支援専門相談員	11月12日	26名
南	里親研修会 シンポジウム「里親支援専門相談員を知ろう」 ロールプレイ「子どもの困った行動」	10月16日	1 8名
	「里親登録後子どもが委託されるまで」 「里親のネットワーク」「養育体験」「懇談会」	3月18日	18名
	里親入門講座 蕨市役所里親制度の概要 児童相談所職員里親養育体験談 管内里親2名	10月29日	1 0名
川越	委託・未委託里親研修会 川越児童相談所大会議室と Zoom 幼稚園園長による講演 「子育て中の困ったな 〜子ども達から のプレゼント〜」	11月29日	会場17名 Zoom25名 計42名
	里親入門講座川越児童相談所大会議室里親制度の概要児相相談所職員里親の養育体験談管内里親(養子縁組1名・養育1名)計2名	11月5日	7組19名

所沢	里親研修会(第1回)所沢市民文化センターミューズ <内容>発達障害や愛着障害に関すること 講師 子どもの虐待防止センター 理事 奥山 眞紀子 氏	6月5日	41名
	里親入門講座(第1回)新座市民会館里親制度について児童相談所職員里親支援専門相談員の話里親支援専門相談員1名里親体験談管内里親2名	11月26日	29名
	里親研修会(第2回)所沢市民文化センターミューズ 講師① WBC 女子世界ライトフライ級チャンピオン 富樫 直美 氏 講師② 第30代 OPBF 東洋太平洋ライト級チャンピオン 第44代日本ライト級チャンピオン 坂本 博之 氏 ボクシングセッション	2月25日	46名
	里親入門講座(第2回)飯能市子育て総合センター里親制度について児童相談所職員児童養護施設について里親支援専門相談員1名里親体験談管内里親・元里親2名	3月11日	1 2名
熊 谷	里親研修会(第1回) <場所>熊谷市江南公民館 <内容>講演「里親さんへ伝えたいこと」 社会福祉法人二葉乳児院二葉子どもと里親サポートステーション 臨床心理士・精神保健福祉士 長田 淳子氏	5月15日	56名
	里親研修会(第2回) <場所>深谷市南公民館 <内容>講演「愛着障害について-愛着障害児の事例とその対応について-」 社会福祉法人愛の泉 愛泉寮 里親支援専門相談員	1月22日	51名
	里親入門講座〈場所〉第1回 加須市民プラザかぞ第2回 寄居町中央公民館第3回 深谷市上柴公民館〈内容〉里親養育体験談 管内里親(1~2名)里親制度の概要 フォスタリング事業者(愛泉子ども家庭センター)	7月23日 9月25日 2月12日	19名 17名 21名

	里親入門講座 越谷児童相談所大会議室	9月10日	13名
越谷	里親制度の概要 児童相談所職員		
	里親養育体験談 管内里親2名		
	※新型コロナウィルス感染拡大の影響により、委託・未委託里親研		
	修を中止した。		
	新規登録里親オリエンテーション(2回実施)		
草加	里親委託の現状について 児童相談所職員	10月4日	6名
	里親登録後の流れと支援について 児童相談所職員	12月12日	7名
	越谷さくらんぼの会について 先輩里親		
	里親入門講座  草加児童相談所		
	里親制度の概要 児童相談所職員	10月22日	4名
	里親の養育体験談で内里親	10/220	40
	児童福祉施設の子ども達 里親支援専門相談員		
	面会•交流中里親研修(5回実施)	4月13日	5名
	<場所>草加市子育て支援センター	5月18日	5名
	<内容>子育てに関する講義と情報交換	7月20日	3名
		9月21日	4名
		10月19日	2名
	未委託里親研修		
	里親委託の現状について 児童相談所職員	1月21日	22名
	里親養育体験談 管内里親1名	1/2/10	220
	里親に求められること 里親支援専門相談員		

# キ 委託解除の状況(厚労省報告例第57表より)

令和4年度の里親委託解除(措置の変更を含む)の件数は74件であった。その内訳は次表の とおりである。

表25 委託解除の状況

家庭引取り	16件	21.6%
普通養子縁組	0件	0.0%
特別養子縁組	12件	16. 2%
18歳に達したため	8件	10.8%
就 職	0件	0.0%
児童福祉施設に変更	3件	4. 1%
他の里親に委託	17件	23. 0%
その他	18件	24. 3%
合 計	7 4 件	100%

# 図35 委託解除の理由

